

## 医師の意見書(登園許可証明書)

入所児童 名 前		病 名	
上記の園児の病気は治癒し、または他の園児にうつるおそれがなくなったので、 月 日より保育園に登園可能と判断します。			
診断年月日                      年            月            日			
医療機関名			
医 師 名			印またはサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記感染症について医師の意見書（登園許可証明書）の提出をお願いします。  
 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

### ●医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から、発しん出現の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること（乳幼児の場合）
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失していること
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ、ムンプス）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）		医師において感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数カ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		医師において感染の恐れがないと認められていること